

世界経済危機

米議会、IMF 関連法案を可決。IMF の改革・財源拡充へ大きく前進

IMF サーベイ・オンライン

2009年6月18日



米議会は、IMF との信用取極の約 1,000 億ドル拡大することを承認すると共に、その配分を行った。(写真: Newscom)

- 現下の危機への対応に必要な、IMF 財源の大幅拡充へ道をひらく
- 加盟国の世界経済での比重をより反映した、代表権の設定が可能に
- 世界最貧国の支援強化に向けた動きに弾み

米議会在、国際通貨基金 (IMF) に関する一連の法案を承認した。これにより、世界経済危機の対策のための国際資金が大幅に増加すると共に、金融不安の打撃を受けた国々へ支援を行うにあたり、中心的役割を果たしてきた IMF の改革が、大きく前進することになる。IMF は 185 カ国の政府が加盟する多国籍機関である。

同法案が可決されたことにより、米国政府は、同国において IMF に関する重要事項を前進させるために必要な権限を得たことになる。主な重要事項は以下の通りとなっている：

- IMF への更なる資金拠出が実現、拡大された借入取極の下で世界危機対策を支えることになる。米国は IMF との信用枠を、最大 1,000 億ドルを上乗せし拡大としている。
- IMF 加盟国の代表権の改革を実施、活発な経済活動が見られる新興市場国の代表権（クォータ：出資割当額）並びに、低所得国のボイス（投票権）と参加の拡大等を図る。
- 特別引出権（SDR）配分を一度実施することを掲げた、いわゆる「第 4 次改正案」承認に向け前進。SDR は、加盟国の準備資産を補完する目的で、IMF が 1969 年に創設した国際準備資産。
- IMF の投資権限の拡大は、IMF の活動資金の捻出の手段に関する新たな歳入モデルの中枢をなすもので、IMF の資金の調達において貸付金利からの収益への依存を減らす。
- 先に合意された IMF の新しい歳入モデルの枠組みと整合的な形で行われる IMF の保有する金の限定的売却案の採決を行う。

さらに同法案は、低所得国への追加的な譲許的支援のてこ入れに、IMF 財源を活用するよう要請している。

IMF 改革を左右する、米国の判断

IMF のドミニク・ストロスカール専務理事は、この度の米議会の承認を歓迎した。「これは、IMF の世界金融危機への対応並びにガバナンスと活動の強化を支える、重要な一歩である。同決議は、優れたガバナンスと十分な財源を有する IMF の実現、そしてより広義には、世界の金融・経済上の課題の解決に向けた多国間協調路線への米国の強い決意を表すものだ」と、同専務理事は声明で述べた。

「今回の承認は、先に G20 各国首脳が示した諸提案の実施に向けた重要な進展である。IMF はその責務を遂行し、また世界金融危機の克服に向けた各国の努力に、迅速かつ効果的に支援を行うにあたり、加盟国との協働を引き続き期待する」

IMF の改革並びにその財源の拡充において、米国は大きな影響力を持つ。上記施策の中にはその承認に、総議決権の 85% の大多数の賛成を必要とするものがある；米国の議決権は 16.77% を占める。なかでも、[IMF 協定](#) の改正（発効には、少なくとも総議決権の 85% すなわち加盟国 3 分の 2 の同意が必要）並びに金売却の決議には 24 名からなる IMF 理事会の、少なくとも総議決権の 85% の賛成が必要である。

IMF に関する法案は、米上院により 2009 年度追加予算法に盛り込まれた。6 月 4 日の上・下院の予算関係者による折衝の後、一連の IMF 関連政策を組み込んだ同法の最終案が、6 月 16 日に下院、18 日に上院を通過した。

危機対応を支える IMF 財源の拡大

IMF の政策諮問グループである[国際通貨金融委員会](#)（IMFC）は 4 月、IMF の融資財源を大幅に拡充し現下の危機対策を支えるとした案に、支持を表明した。また、先進並びに新興市場 20 カ国グループ（G20）は、4 月 2 日のロンドン・サミットで、IMF 財源を、危機前のレベルの 3 倍増・7,500 億ドルとすることを要請した。これは、まず加盟国からの融資を取り込み、その後拡大されより柔軟となった[新規借入取極](#)（NAB）を通し行うとしている。なお、この NAB は IMF の枠組みのひとつで、追加的財源が必要な場合、各国政府もしくは中央銀行から、IMF が早急に資金の調達ができるようになっている。

今回承認した法案の中で、米議会は IMF との NAB 信用取極めを、最大約 1,000 億ドル拡大することを認め、割り当てを行ったと共に、米財務省に対し、米理事に NAB の修正案に賛成する旨指導する権限を付与している。同修正案は、NAB 参加国の拡大と共に、金融危機対処において NAB のより柔軟な活用を可能とするものだ。現在 26 の国と組織が NAB に参加している。

同取極の下現時点では、IMF は約 500 億ドルの調達が可能だが、そのうち米国の拠出金は約 100 億ドルである。NAB は最大 5,000 億ドルまでの増額が見込まれている。これにより、IMF が現下の金融危機に効果的に対応するために必要な財源を確保できるのみならず、国際通

貨制度を脅かす事態に直面した際には、追加的資金を提供するとして IMF の目的を達成することが可能となる。

以上とは別に、日本がすでに IMF 財源の拡大のため 1,000 億ドルの信用枠を提供している。またノルウェーとカナダとはそれぞれ 45 億ドル、100 億ドルの拠出で合意に至っており、近々これら合意が有効となる予定である。さらに EU が 750 億ユーロ（約 1,000 億ドル）、スイスが 100 億ドルの拠出を各々表明するなど、多数の国が公約を明言している。一方ブラジル、中国、ロシアを含む複数国が、IMF の財源の拡大の手段となり得る IMF 債券への投資の意志を明確にしているが、現在その合計額は最大 700 億ドルに達している。

IMF によると、NAB 取極に関する協議は、NAB 参加国並びに潜在的参加国の間で継続されており、NAB の修正・拡大案は今年の夏後半に提出される見込みである。

IMF のガバナンスの改善

2008 年 4 月 IMF 総務会は、クォータ及びボイスの改革に関する決議を採択した。これは、新たなクォータの計算式に基づき、ある特定の国のクォータを増加することにより、経済活動が活発な国々の代表権の拡大を図るとする点にも言及している。加盟国の [クォータ](#) は、その議決権を決定付けるのみならず、融資へのアクセス・レベルを左右すると共に、IMF の融資の主たる財源となっている。

このクォータの改革は、IMF の加重投票制度が、最近の世界経済の変化を踏まえた、各国の世界経済での相対的な位置をより反映したものであることを目指した、大規模な IMF のガバナンス構造改革の一環として行われる。米議会は、ボイスと参加に関し、IMF 協定の改正案に賛成する権限を米総務に付与した。同改正により、基礎票は 3 倍となり、多数の加盟国を代表する選出母体に理事代理を増員する。現状を鑑みると、サブサハラ・アフリカ諸国の理事・2 議席が、同改正の益をこうむると考えられる。基礎票の増加により、比較的小規模な国の代表権が強化され、また同改正により現在の基礎票のシェアが、今後も維持されることになる。

同時に議会は、IMF へのクォータの支払いを約 80 億ドル増加させるとした案に関し、米国政府が同意することを承認、これにより IMF での現在の米国の議決権シェア 16.77% を、確保することが可能となる。

G20 各国は IMF のガバナンス改革に関し、2008 年 4 月の案で示された以上に改革を推進することを強く求めた。これに応え、IMF は第 14 次クォータの一般見直し作業を 2009 年の年次総会の前に開始する予定で、当初の予定より約 2 年前倒し、2011 年の 1 月までに完了させている。

SDR の配分

IMF 協定に基づき、[IMF が創設した準備資産](#)である SDRs を、SDR 部門に参加している国に対し、IMF クォータに応じて配分することができる。しかし、1981 年以降 SDR 配分を行っていないことから、1981 年以降に加入した国の中には、SDR の配分を受けていない国もある。

1997年に承認された同協定の改正は、特別配分を一度実施し、こういった状況の是正を意図している。これまでに、総議決権の78%を占める132カ国が改正案に賛成しており、この度の米議会の承認で改正に必要な85%の賛成を得ることになり、同条項の発効に向け道が開かれたことになる。この特別配分により、東・中欧向けの50億ドルを含む、330億ドル相当のSDRを加盟国に配分することになる。

また、IMFは10月のイスタンブールでのIMF年次総会の前に、2,500億ドル相当のSDRの一般配分を行いたいとしており、これにより低所得国の外貨準備金が、190億ドル増加することになる。

投資権限の拡大

議決権の98%を集め、IMFの総務会は昨年5月、IMFの投資権限の拡大を認める改正案を承認した。IMFの投資権限の拡大は、様々な方法での財源の調達を認める[新たな歳入モデル](#)の主軸をなすもので、これにより貸付による収益への依存を減らすことが期待される。

この度承認した法案の中で米議会は、同改正案に米国が賛成票を投じることを認めるとした。また、新たな歳入モデルは、IMFの主たる資金調達手段として、IMFが保有する金の一部売却を掲げている。

IMFが保有する金の一部売却

議会は、米財務省が米理事に対し、IMFが保有する金を最大1,296オンス売却することに賛成するよう指導する権限を与えた。この金は、1978年4月のIMF協定の第2次改正以降、IMFが獲得したものである。この売却により歳入の創出が見込まれるが、これは昨年IMF理事会が承認した[新たな歳入モデル](#)の一環として実施される。この新たな歳入モデルと歳出削減を組み合わせることで、中期的に持続可能な財政の確立に寄与すると期待される。

米議会は、同売却は世界の金市場での混乱を避けるため、2008年4月理事会が承認した指針に従い行うことを要求している。[IMFは現在、合計1億340万オンス \(3,217トン\) の金を複数の指定機関で保管しており](#)、この度売却される金はこの8分の1に相当する。

理事会は夏、[金売却](#)の進め方を検討すると同時に、金売却に関し決定を行う可能性もあるとしている。

世界の最貧国への支援

IMFはこれまで、現在の世界経済危機の途上国への影響について率直に警告を行ってきた。同時に、各国がより効果的な危機対策を講じ、特に保健や教育といった重要部門を保護できるように、財源の拡大を要請している。G20各国は4月2日の[ロンドン・サミット](#)でIMFに対し、保有する金の売却と余剰歳入を合わせた追加的財源を、新たな歳入モデルと整合的な形で活用し、今後2年～3年にかけて最貧国に対し、60億ドルの譲許的で柔軟な追加的融資を行うよう求めた。

[ストロスカーン専務理事は今月イタリアで報道陣に対し、G20各国が今後2年～3年にかけて譲許的融資を60億ドルと倍増することを提案したが、実際は約80億ドルに到達する可能性もあることを明らかにした。](#) また同理事は、特に現在の危機が続く間は、低所得国に対する融資をより譲許的なものにするという提案に対し、支持を表明した。

本稿へのご意見は、imfsurvey@imf.org まで。

本稿は、IMF Survey magazine: <http://www.imf.org/imfsurvey> の記事を翻訳したものである。